

January 14, 2020

Legal Update

ソウル高等法院¹ - 百貨店委託店主は勤労者に該当せずとの判決を宣告

衣類・皮革等の製品の製作及び販売等の営業を行っているK社と販売代行契約を締結した後、百貨店内の売り場においてK社の製品を販売する委託業務を担当していた百貨店委託店主らが、本人らは勤労基準法に基づく勤労者であると主張して提起した退職金請求訴訟において、法務法人世宗がK社を代理し勝訴しました。

第1審判決では、原告らが勤労基準法に基づく勤労者に該当すると判決し、原告らの請求を認めたものの、法務法人世宗はK社から控訴審訴訟における代理人の委任を受け、第1審判決を変更して原告らの請求をいずれも棄却するという控訴審判決を導き出しました。

法務法人世宗は、本件を代理するにあたり、原告らが自由に委託販売活動を行い、利益を生み出してきた独立事業者である点を詳細に弁論しました。百貨店委託店主の勤労者性に関する多数の訴訟経験を基に、販売代行契約の方式によって運営される百貨店売り場の運営形態について詳しい説明を展開し、これを踏まえると、K社が百貨店委託店主らとの間で締結した契約は「勤労契約」ではなく、「請負契約」、「代理商契約」に該当するという点を効果的に弁論しました。

1. 高等法院、大法院：日本における高等裁判所、最高裁判所に当たります。

また、訴訟過程において提出された資料等を細密に分析し、K社が百貨店委託店主らの勤怠管理を行った事実がなく、むしろ、百貨店委託店主らがK社以外の他企業の売り場を同時に運営したり、本人らが直接採用した販売員らに対して販売業務を任せたまま、出退勤時間等の拘束を受けずに自由に売り場を運営してきたという点を立証しました。

最近の法院においては、勤労者性の範囲について多少広く認める傾向にあり、百貨店委託店主の勤労者性を認めた大法院*判決(2015ダ59146号及び2015ダ62456号事件)があるにもかかわらず、百貨店売り場の運営方式に対する深い理解に基づいた細密な主張と立証により、従来の大法院判決との差別性を強調して第1審判決を覆し、勝訴判決を導き出したという点から、本件は、大きな意味を持つものと評価することができます。

法務法人世宗は、蓄積された人事労務に関する専門性に基づき、上記のような勤労者性の有無が問題となる事件だけでなく、賃金問題、不法派遣問題、集团的労使関係問題等、様々な人事労務訴訟において優秀な実績と成果をあげています。

上記の事件に関連し、ご質問等がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。より詳細な内容について対応させていただきます。

Contacts

[日本チーム]

☎ +82-2-316-4114

✉ jpg@shinkim.com

[人事・労務チーム]



李炳翰
(パートナー)

☎ +82-2-316-4208

✉ bhlee@shinkim.com



金東昱
(パートナー)

☎ +82-2-316-1646

✉ dwokim@shinkim.com



金鍾守
(パートナー)

☎ +82-2-316-1678

✉ jsokim@shinkim.com



張宰赫
(所属弁護士)

☎ +82-2-316-4031

✉ jhchang@shinkim.com

SHIN & KIM 法務法人(有)世宗

The content and opinions expressed within Shin & Kim's newsletter are provided for general informational purposes only and should not be considered as rendering of legal advice for any specific matter.

Seoul · Pangyo · Beijing · Shanghai · Ho Chi Minh City · Hanoi · Jakarta
